

12月は「死亡災害撲滅月間」

平成23年北署管内の死亡災害は6人

(10月末日
現在)

〓名古屋北労働基準監督署〓

平成23年に名古屋北労働基準監督署管内の事業場に係る労働災害のうち、10月末日までに報告された死亡災害は別表のとおり6件と前年より1件増加となっています。

死亡災害の内訳は、製造業で2件、建設業で1件、運輸交通業で2件、清掃・と畜業で1件発生しております。

事故の型別で見ると、「交通事故」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「激突され」、「有害物との接触」など1件ずつ発生しており特徴的な傾向はありません。製造業については、天

井クレーンの撤去作業中に墜落した災害や空調機修理作業を開始した際に、突然作業員がその場に倒れ死亡する原因不明の死亡災害が発生しています。

建設業については、設備機械の油圧シリンダー交換作業中、激突され死亡しています。

運輸交通業については、交通事故のほか、仮眠室で転倒し頭を強打して死亡しています。

清掃業においては、ベルトコンベアの試運転中に挟まれ死亡しています。休業災害についても9月末現在では昨年同期比で10件増加となっております。特に製造業の中で、

木材・木製品製造業、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業で増加しており、他の業種では昨年と同様な発生状況となっています。

本年は平成20年度にスタートした第11次労働災害防止推進計画の4年目に当たり、計画目標である

1、死亡災害を年間8件以下とすること。

2、死傷災害を15%以上減少させること。

3、定期健康診断の有所見率を減少させることを達成させるためにも一層の活動の強化が望まれます。

また、本年度においては、昨年同様12月を「死

亡災害撲滅月間」として年末の労働災害防止に取り組むこととしています。来たる平成24年は第11次労働災害防止推進計画の最終年にあたり、計画目標を達成するよう各事

業場のトップが年間安全衛生管理計画を含め、安全衛生に関する基本方針を表明し、実効のある労働災害防止対策を展開してください。

(別表) 平成23年 北監督署管内死亡災害発生状況

(平成23年10月末日現在)

事故の型	起因物	業種	年齢	災害の概要
交通事故	乗用車	ハイヤー・タクシー業	50代	<p>名古屋市北区丸新町の国道41号交差点で、タクシー運転手の被災者が国道と交わる県道を青信号で東進中、交差点に赤信号で南進してきた乗用車に衝突された。</p> <p>被災者は、救急車で搬送されたが、頭や胸を強く打ち3時間後に死亡した。</p>
墜落	足場	その他の金属製品製造業	40代	<p>地上から約5.7mの位置に設置されていた天井クレーンのランウェイレール(長さ約13m)の両端をチェンブロックのチェーンで吊った状態で、被災者がローリングタワーの最上部(高さ5m)に乗って撤去作業を行っていたところ、吊っていたチェンブロックの一端が外れ振り子のように落下し、ローリングタワーに激突・転倒し、被災者が転落した。</p>
挟まれ・巻き込まれ	コンベア	産業廃棄物処理業	40代	<p>ベルトコンベアの試運転中に当該コンベア周辺の作業台にいた被災者が当該コンベアのテンションロールとベルトの間に足から巻き込まれ、死亡した。</p>
転倒	通路	鉄道・軌道業	60代	<p>泊まり勤務にて、起床後着替えを済ませ、仮眠室で靴を履き足を踏み出した際、滑って仰向けに転倒し頭を強打した。</p> <p>立ち上がることができず救急車で搬送されたが、5日後に死亡した。</p>
激突され	機械装置	その他建設業	50代	<p>ロウリングテーブルの昇降用油圧シリンダーの交換工事において、駆動側の安全ピンが抜かれたところ、ピット内で油圧ジャッキを使用してロウリングテーブルを支持していた作業員が落下してきたロウリングテーブルの取付柵に激突され、挟まれ死亡した。同時に、ピットの外で油圧ジャッキ操作をしていた作業員も左肩を強打した。</p>
有害物との接触	異常環境等	その他の製造業	30代	<p>ビル1階にある空調機械室の空調機の修理作業を行うため、作業員2名が使用機器を準備してから、空調室の外装パネルを外したところ、何らかの理由により作業員2名ともその場で倒れた。その後、作業場所を巡回してきたビル管理会社の担当者が発見し、救急車で病院に搬送したが、1名の死亡が確認され、もう1名は原因不明の急性中毒と診断された。</p>